

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十八号

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令
内閣は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 市町村長は、法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を消除することができる。

- 一 その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合
- 二 その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかなる場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認める場合

附則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄